



【史料⑤】「差し上げ申一札之事」天明三年卯八月

〔読み下し文〕

差し上げ申す一札の事

保科弁三郎知行所

上野国我妻郡

一高七百三拾七石八斗七升九合 岩井村印

内高四拾六石八斗八升九合 前々川欠

此の反別七町九反六畝九歩

内高四拾三石四斗五升六合

此の度泥砂火石

押入り潰れ地

内男老人流死仕り候

内男女合わせ五百四拾老人

内田畠無く候

右は此の度我妻川上より泥砂火石押し来り

田畠潰れ地の分書き上げ奉り候所、相違御座無く候、以上

上野国我妻郡

岩井村

名主

平治右衛門印

組頭

又兵衛印

百姓代

市印

天明三年卯八月

稻垣藤四郎様御手代

小松多次兵衛様

福道左衛門様御手代  
少佐源吉郎様  
松橋萬年様

天明三年卯八月

棚橋義平様

⑤ [差し上げ申一札之事]

天明3年(1783)卯8月

岩井村の村役人から領主である保科弁三郎家の支配役所に提出された岩井村の被害書上の控です。これによると、耕地は泥入りにより甚大な被害をうけましたが、民家の損失は無く、流死者も男性1名で、他所に比べ、被害は最小限に留まったようです。史料④の絵図からも見て取れるように、生活圏が段丘上にあったことが理由と考えられます。しかし、人間や住居への被害は軽かったとはいえ段丘下の田畠を荒廃させた「天明泥流」が村人に与えた衝撃は大きなものでした。

伊能光雄家文書 P8003 No.1330-1